

パターン(a)

月額給与 1,333,334円

賞与 0円

給与分				
健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	月次計	年間計(12か月分)
57,354	0	50,877	108,231	1,298,772

賞与分				
健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	月次計	年間計(2回分)
0	0	0	0	0

給与分年間計	賞与分年間計	年間社会保険料計
1,298,772	0	1,298,772

パターン(b)

月額給与 1,000,000円

賞与 1回当たり2,000,000円(年2回支給)

給与分				
健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	月次計	年間計(12か月分)
46,452	0	50,877	97,329	1,167,948

賞与分				
健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	月次計	年間計(2回分)
94,800	0	123,090	217,890	435,780

給与分年間計	賞与分年間計	年間社会保険料計
1,167,948	435,780	1,603,728

備考

- 健康保険料率(被保険者負担分): 47.4/1,0000
- 厚生年金保険料率(被保険者負担分): 82.06/1,0000
- 介護保険料は40歳以上65歳未満の方が対象となります
- 給与における健康保険の標準報酬月額の上限は1,210,000になります。
- 給与における厚生年金の標準報酬月額の上限は620,000になります。
- 賞与における健康保険の標準賞与額の上限は年間で5,400,000円になります。
- 賞与における厚生年金の標準賞与額の上限は1支給あたり1,500,000円になります。
- 計算しております社会保険料は被保険者負担分となります。上記とは別に同額の会社負担分が発生します。
- 通勤手当は0円として計算しております。(通勤手当も報酬とみなされ標準報酬月額算出の基礎となります)
- 算出条件は、平成24年2月8日現在の条件を使用しております。